平成２１年（フ）第５３１号
埼玉県羽生市大字下新郷890番地
債務者　髙橋三千代
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５４３号
埼玉県熊谷市三ケ尻１番地３
債務者　鳥塲　武廣
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６４６号
静岡県焼津市本中根813番地の１　大富ハイホーム101号、旧住所静岡県焼津市道原741番地の３
債務者　村松　一茂
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１５号
埼玉県三郷市東町41番地１、申立時の住所埼玉県三郷市高洲１丁目318番地１　ハーヴェスト高洲205号
債務者　池田　光廣
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　伸浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１７６９号
さいたま市見沼区御蔵49―14、住民票上の住所さいたま市大宮区三橋４丁目254番地１
債務者　桜井　淳史
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保村康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
北海道苫小牧市豊川町４丁目14番15号
債務者　掛田　敦子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３３９９号
横浜市港南区下永谷３丁目59番５号
債務者　森　　靖彦
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩倉　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３２号
三重県多気郡多気町相可台25番地２
債務者　鈴木　勝利
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第３２６号
富山市婦中町浜子11番地３
債務者　荻生　　豊
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　一三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３３号
富山市二口町３丁目５番地14　フォーレスト41ロード103号
債務者　宮本　朋美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　政孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月29日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７５９号
さいたま市見沼区丸ケ崎町47番地19
債務者　野地　敏夫
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野木　尚郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
京都府京丹後市弥栄町芋野507番地
債務者　新井　慶廣
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下浦　弘章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第３７７号
名古屋市中川区尾頭橋４丁目６―16　３階、住民票上の住所愛知県豊橋市藤沢町78番地２―203
債務者　吉村　嘉員
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　哲哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３７９号
三重県四日市市大治田２丁目９番２号
債務者　鈴木　憲正
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村林　敏也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５３８号
千葉県柏市高田1078番地２ウィズ柏の葉323号
債務者　渡部　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８１０号
千葉県松戸市高塚新田150番地の60
債務者　渡邉由利子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８２７号
千葉県柏市大室1207番地15アルモニーＡ―201号
債務者　宮武　辰徳
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部